

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度について

1 制度概要

人材育成や処遇・職場環境の改善に積極的に取り組む県内の福祉・介護事業者に「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言していただき、その取組について、これからの進路を考える若者や求職者へ情報発信する制度です。

福祉・介護業界への人材の参入の促進を図ることを目的としています。

2 宣言対象

次のいずれかに該当する県内（松江市を含む）に所在する事業所・施設が対象です。

- (1) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法に基づく指定又は許可を受けた事業所及び事業所を設置する法人
- (2) 児童福祉法に基づく指定を受けた障害児通所・入所支援施設及び事業所を設置する法人
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定を受けた事業所及び事業所を設置する法人

3 宣言するための要件

- (1) 事業の実施に係る関係法令を遵守していること。
- (2) 県や市町村の運営指導や監査等での文書指導事項について、原則として改善していること。
- (3) 就業規則、給与規程等を作成・書面化し職員に周知していること。
- (4) 主体的に人材の確保・育成に取り組むとともに、その取組内容を県において公表することについて同意していること。

(取組例)

分類	取組項目（主なもの）
処遇・職場環境の改善	明確な給与体系の導入、業務改善の取組、休暇取得・育児介護との両立支援、健康管理に関する取組、福利厚生制度の取組
キャリアパスと人材育成	キャリアパス制度の導入、人材育成計画の策定と研修の実施、資格取得に対する支援
新規採用職員の育成体制	新規採用者育成計画の策定と研修の実施、OJT指導者・エルダー等への研修実施
その他	地域における公益的な活動や地域交流の取組

4 宣言取組期間

宣言の取組期間（将来の目標に定める年度）は、宣言した日の属する月の翌月の初日から3年以内とする。

（取組期間終了日から1ヶ月以内に再度手続きを行うことで、宣言の更新が可能）

5. その他

- ・宣言事業所等は「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」の名称を使用することができます。
- ・宣言内容を、島根県のホームページなどを活用して広く情報発信します。